

「望まない受動喫煙をなくす」ことを目的に、健康増進法が改正されました。



飲食店 オフィス・事業所 工場 ホテル・旅館 など
多くの人を利用するすべての施設において、

2020年4月から 原則 屋内禁煙となります。

／ 全ての人に屋内禁煙を守る義務が課されています！ ／

施設の管理権原者等の 主な義務内容

屋外に喫煙場所を設置する場合も、施設の利用者が多く集まるような場所には設置しないことなどの配慮義務が課されています。



① 屋内禁煙の実施

- 喫煙器具・設備の設置禁止
- 喫煙しようとする者に対して、喫煙の中止を求める

など

② 喫煙室の標識掲示

施設に喫煙室を設置する場合、標識の掲示が義務付けられます。 [詳細は裏面へ](#)→

③ 20歳未満は立入禁止

施設に喫煙室を設置する場合、20歳未満の方は、客・従業員ともに喫煙エリアに立ち入らせることはできません。

④ 従業員の受動喫煙防止対策

使用者は従業員の受動喫煙防止対策も講ずることが必要です。

屋内に喫煙専用室を設置する場合は
3つの基準を満たす必要があります。



- ① 喫煙室入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
- ② 壁、天井等によって区画されていること
- ③ たばこの煙が屋外に排気されていること

留意事項

既存の施設において、管理権原者の責めに帰すことができない事由により、屋外排気ができない場合は、「脱煙機能付き喫煙ブース」の設置が認められています。

**喫煙専用室では喫煙以外の行為
(飲食、事務作業等)は禁止されています。**

例外的経過措置

- 加熱式たばこ専用の喫煙室では飲食等も可能です。
- 一部の小規模飲食店は店舗全体もしくは一部を喫煙可能とすることができます。 [詳細は裏面へ](#)→

義務に違反すると、自治体からの指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

飲食店の経過措置について

「小規模飲食店」(下記①②③の条件を全て満たす)は
標識を掲示することで、

喫煙可能室(飲食可能)を設置

または

店舗全体を喫煙可能(喫煙可能店)

とすることができます。

小規模飲食店の条件

- ①2020年4月1日時点で営業している店舗
- ②資本金または出資の総額5,000万円以下
- ③客席面積が100㎡以下



留意事項

- 喫煙・禁煙のエリアを分ける場合は喫煙専用室と同じ条件を満たす必要があります。
- 喫煙可能とするエリア(店舗)への20歳未満の立ち入りは禁止されています。

喫煙可能とする飲食店は、
最寄りの保健所へ届出を提出して
いただきますようお願いいたします。

標識掲示について

喫煙可能とする場所がある場合は
標識を掲示する必要があります。

喫煙専用室の場合



喫煙専用室の入口



喫煙専用室
Designated
smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

2

喫煙専用室がある
建物の入口



喫煙専用室あり
Designated
smoking room
available

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。



標識のひな形は

厚生労働省「なくそう!のぞまない受動喫煙」
Webサイトでダウンロードできます。

相談窓口、各種支援制度をご利用ください

◆受動喫煙防止対策の技術的な相談

事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の要件への
対応など技術的な内容について専門家による電話相談です。

【相談先】一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
TEL:050-3537-0777

◆喫煙室などの要件の確認や職場環境の実態把握

職場環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計、
風速計の無料貸し出しを行います。(機器の往復の送料も無料)

【相談先】柴田科学株式会社 TEL:03-3635-5111

◆受動喫煙防止対策助成金

中小企業の事業主等を対象に喫煙専用室の設備・改修にかかる一部
費用を助成します。

【相談先】島根労働局 健康安全課 TEL:0852-31-1157

◆相談窓口(小規模飲食店の届出等に関して)

最寄りの保健所等へお問い合わせください。

- 松江市・島根県共同設置松江保健所 …… TEL:0852-23-1314
- 雲南保健所 …… TEL:0854-42-9637
- 出雲保健所 …… TEL:0853-21-8785
- 県央保健所 …… TEL:0854-84-9821
- 浜田保健所 …… TEL:0855-29-5552
- 益田保健所 …… TEL:0856-31-9536
- 隠岐保健所 …… TEL:08512-2-9713
- 島根県健康推進課 …… TEL:0852-22-5685

